

## 環境保全型農業直接支払交付金 京都府 中間年評価報告書

### I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本府では、令和元年に策定した京都府農林水産ビジョンにおいて、京都産農産物の品質の良さや安心・安全を客観的に消費者や実需者に発信できる基盤をつくるため、有機 JAS の取得などオーガニック等の世界的なニーズの高まりへの対応や、農業分野から排出されるプラスチック類の資源循環など、「環境にやさしい農業」の推進を掲げている。府内の環境保全型農業直接支払の取組を含めた環境にやさしい農業の取組面積を、平成 30 年度の 2,151ha から令和 5 年度に 2,271ha とする目標を掲げている。

また、京都府環境基本計画では、有機農業の推進や家畜排せつ物に起因する地域の畜産環境問題の解消、農業分野から排出される廃プラスチック類の資源循環等の推進により、環境保全や生態系との調和等に配慮した環境にやさしい農林水産業を推進することとしており、京都府生物多様性戦略では、生物多様性の目標を達成するための行動計画として、環境保全型農業直接支払交付金による地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を掲げている。

### II 取組の実施状況

#### 1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1 実績	R2 実績	R3 実績	
実施市町村数		18	14	14	
実施件数		79	67	74	
交付額計 (千円)		33,944	26,235	32,721	
実施面積計 (ha)		659	522	555	
取 組 別 実 績	有機農業	実施件数	38	28	32
		実施面積 (ha)	108	101	128
		交付額 (千円)	8,623	12,235	15,467
	堆肥の施用	実施件数	13	16	19
		実施面積 (ha)	127	158	187
		交付額 (千円)	5,609	6,963	8,225
	カバークロップ	実施件数	10	8	7
		実施面積 (ha)	33	33	60
		交付額 (千円)	2,645	1,967	3,609
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0
	草生栽培	実施件数	1	1	1
		実施面積 (ha)	0.4	0.3	0.3
		交付額 (千円)	19	14	14

不耕起播種	実施件数	-	0	0
	実施面積 (ha)	-	0	0
	交付額 (千円)	-	0	0
長期中干し (R1実績は「緩効性肥料の利用及び長期中干し」の実績)	実施件数	19	12	9
	実施面積 (ha)	299	149	96
	交付額 (千円)	11,945	1,191	767
秋耕	実施件数	-	2	1
	実施面積 (ha)	-	10	4
	交付額 (千円)	-	41	15
冬期湛水管理	実施件数	11	15	18
	実施面積 (ha)	86	63	72
	交付額 (千円)	4,838	3,406	4,166
炭の投入	実施件数	5	5	5
	実施面積 (ha)	5	8	9
	交付額 (千円)	266	378	442

## 2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	3	6	8
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	4	1
	先駆的農業者等による技術指導	8	11	5
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	1	4	1
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	12	9	3
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	3	5	2
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	1	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	33	52	57
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	-	1	0
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	0	0

### 3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価  
本府では設定していない

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管 理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	府全域
	対象作物	水稻、大豆、小豆
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	8,000 円（有機質肥料施用・畦補強実施） 7,000 円（有機質肥料施用・畦補強未実施） 4,000 円（有機質肥料未施用・畦補強実施） 3,000 円（有機質肥料未施用・畦補強未実施）
炭の投入	取組の概要	植物を炭化して製造した炭をほ場に投入することで、炭素貯留がされ、地球温暖化防止に効果のある取組
	対象地域	府全域
	対象作物	全作物
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	5,000 円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例  
本府では設定していない

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件  
本府では設定していない

## Ⅲ 環境保全効果等の効果

### 1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。本府で平成27年度より取組を開始した地域特認取組の「炭の投入」は、難分解性の炭素を農地土壤に施用することで土壤炭素貯留量を増大させる取組であり、上記の最終評価で、100年後の炭素貯留量は0.80 tCO<sub>2</sub>と算定されており、温室効果ガス削減効果が確認されている。

一方、本府で平成27年度より取組を開始した「緩効性肥料の利用及び長期中干し」のうち「緩効性肥料の利用」は環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価で地球温暖化防止効果が認められず、令和2年度から廃止になり、その影響で長期中干しの取組が令和元年度の299haから令和3年度の96haに減少した。その結果、地球温暖化防止効果が認められる取組の合計面積は令和元年度の572haから令和3年度には484haに減少しており、地球温暖化防止に資する取組の面積は減少して

しまっている。上記の最終評価で算出された各取組の単位あたり温室効果ガス削減量 (tCO<sub>2</sub>/ha/年) を取組面積に乗じた温室効果ガス総削減量は、令和元年度の 1,105 tCO<sub>2</sub> から令和 3 年の 893 tCO<sub>2</sub> に 212 t 減少してしまっている。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和 4 年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

## 2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び冬期湛水管理の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第 1 期最終評価 (令和元年 8 月) において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

これらの取組の面積は令和元年度の 194ha から令和 3 年度には 200ha に増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和 3 年度に本府で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

	環境保全型農業が面的にまとまっている地域				環境保全型農業が面的にまとまっていない地域			
	冬期湛水 実施区①	冬期湛水 実施区②	慣行区①	慣行区②	冬期湛水 実施区①	冬期湛水 実施区②	慣行区①	慣行区②
スコア	3	6	3	4	5	6	3	2
評価	A	S	A	A	S	S	A	B

## 3 その他の効果

本府内では特別栽培米の取組が盛んであり、丹後、中丹、南丹、山城の各地域で、特別栽培米の有利販売が行われている。例えば、中丹 3 市 (福知山市、舞鶴市、綾部市) にまたがる取組団体では、特別栽培米を、地域の慣行のコシヒカリと比較して高い価格で農協が買い上げ、「丹の国穂まれ」のブランド名で販売している。

京都市や亀岡市の取組団体を中心に、エコファーマー認定を PR することで、販路確保や有利販売につなげている。また和東町の団体では、茶の有機 JAS 認証を取得し、PR することで、ギフト商品の売上げや海外の顧客が増加している。

消費者や実需者等への理解・関心の増進につながる取組も行われており、例えば京丹後市の取組団体では、平成 25 年から古代米の田植体験を実施しており、子どもを含めた地域住民が例年 30 名ほど参加している。

南丹市では「南丹市地域環境保全型農業推進方針」を定め、冬期湛水管理の実施等により、カエル、ホタル、クモ、ミミズ、サギ類などの生きものと共生する農業生産の推進を図っている。

南丹市の取組団体では、5 名の有機農業志望者を受入れ、地元への定住につなげており、今後も有機農業志望者や新規就農者を受入れを続け、地元の担い手づくりに貢献する意向である。

## IV 事業の評価及び今後の方針

### 1. 事業の評価

府内の取組面積は令和元年度と比較して104ha（16%）減少しており、この主な原因は「緩効性肥料の利用及び長期中干し」が令和2年度から廃止になり、「長期中干し」の取組の単価が「緩効性肥料の利用及び長期中干し」の5分の1となった結果、事務負担と交付単価が釣り合わないと判断した農業者が取組をやめたことだと考えられる。一方で、令和2年度から単価が引き上げられた有機農業の取組面積は増加し、堆肥の施用及びカバークロープの取組面積が拡大している。

京都府農林水産ビジョンで掲げた「環境にやさしい農業取組面積」の目標の達成に向け、令和2年度に行った市町村への聞き取り調査の結果、①対象取組の実践が難しい、②書類作成事務負担及び市町村による書類作成支援の負担が大きい、③事業が複雑で、事業内容を理解する時間や周知する時間確保困難という3つの課題が明らかになった。

### 2. 今後の方針

京都府農林水産ビジョンで掲げた「環境にやさしい農業取組面積」の目標の達成に向け、面的な取組で環境保全効果が期待できる水稻において、重点的に推進する。また、各課題について以下のとおり対応していく。

- ① 対象取組の実践が難しい
  - ・ 既存の対象取組の実践について農業改良普及センターによる技術指導の実施
  - ・ 実践が比較的容易かつ環境保全効果のある地域特認取組の新設
- ② 書類作成事務負担及び市町村による書類作成支援の負担が大きい
  - ・ オンライン会議等を活用した情報共有による理解促進
  - ・ 年間スケジュールや一問一答集等の整備による負担軽減
- ③ 事業内容を理解する時間や周知する時間確保困難
  - ・ 府版パンフレットの作成し、農協の部会組織や有機農業者の集まりなど各種機会でもパンフレットをもとに制度紹介
  - ・ 日本型直接支払交付金の推進組織である、京都府農地・水・環境保全向上対策協議会（構成団体：府・市町村・京都府農業協同組合中央会・京都府農業会議・京都府農業総合支援センター・京都府土地改良事業団体連合会）が実施する優良組織表彰を受けた農業者団体の取組内容や技術の工夫点、波及効果などの事例紹介
  - ・ みどりの食料システム戦略に関わる新事業等と本事業の関係性、補完性を整理し、環境にやさしい農業の推進につながる、各種事業の活用例を整備する。